

和解申立及び訴えの提起について

道路用地取得に係る土地所有権確認等に関して、次のとおり和解申立及び訴えの提起を行う。

熊本市長 大西 一 史

1 相手方

熊本市南区内田町字屋敷2482番の土地(以下「本件土地」という。)の所有者(3人)の不在者財産管理人

2 申立ての趣旨

本件土地につき熊本市が所有権を有することを確認し、所有権移転登記手続をする。

3 申立ての原因

国道501号(飽田バイパス)道路改良事業の事業地である本件土地は、所有者の所在が不明であるため、熊本家庭裁判所において不在者財産管理人を選任し、不在者財産管理人と平成30年10月22日付けで土地売買契約を締結した。本件土地の登記は表示に関する登記のみであるため、所有権の登記は所有権保存登記により行わねばならず、そのためには不動産登記法(平成16年法律第123号)第74条第1項第2号の規定により確定判決(これと同一の効力を有する和解調書を含む。)を得ることを要するため、熊本簡易裁判所に対し、和解を申し立てるものである。

4 和解方針等

次のとおり和解を申し立て、その後異議がない場合はこのまま和解成立とし、和解が調わない場合は訴えを提起する。

(1) 相手方は、熊本市に対し、本件土地の所有権が熊本市にあることを確認し、平成30年10月22日売買を原因とする所有権移転登記手続をする。

(2) 和解費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

道路用地取得のための土地所有権確認等に関する和解申立及び訴えの提起を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。